

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案

平成29年8月
国土交通省

I 背景

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第12条の5第4項の新設等が行われることとなる。これに伴い、旅行業法施行令（昭和46年政令第338号。以下「令」という。）等の規定の見直しを行う必要がある。

II 概要

1. 旅行業法施行令の一部改正（第1条関係）

(1) 令第2条第2項及び第3項の新設関係

改正法において、旅行者等による旅行業務に関し取引をする者に対する書面交付に係る規定及び当該書面交付の電子情報処理組織を使用する方法等による代替に係る規定が新設された。

このため、書面の交付を電子情報処理組織を使用する方法等により代替する際の手続として、あらかじめ、旅行業務に関し取引をする者に対し、その用いる電子情報処理組織を使用する方法等の種類及び内容を示し、承諾を得なければならない旨の規定を設けることとする。

旅行サービス手配業者についても、同様の規定を設けることとする。

(2) 令第3条の改正関係

改正法において、旅行サービス手配業務取扱管理者研修を実施する研修機関の登録制度が創設されたため、当該研修機関の登録の有効期間を定めることとする。

(3) 令第4条第2項第3号及び同条第4項の新設関係

改正法において、地域限定旅行業務取扱管理者試験及び旅行サービス手配業務取扱管理者研修が新設されたため、これらの受験者・受講者が納めなければならない手数料の額を定めることとする。

(4) 令第5条第2項の新設関係

改正法において、旅行サービス手配業者の登録制度が創設されたため、旅行サービス手配業者に係る観光庁長官の権限に属する事務を、旅行サービス手配業者の主たる営業所を管轄する都道府県知事に行わせることとする一方で、旅行サービス手配業者に係る報告徴収・立入検査の事務については、観光庁長官も行うことができることとする。

2. その他（第2条から第8条まで関係）

構造改革特別区域法に基づく地域限定特例通訳案内士等の各特例ガイド制度の廃止及び地域通訳案内士制度の創設、旅行サービス手配業制度の創設等に伴い、登録免許税法施行令、国土交通省組織令等について、所要の改正等を行う。

III スケジュール（予定）

閣議決定：平成29年8月15日

公 布：平成29年8月18日

施 行：平成30年1月4日 ※通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行日